

3. 資料

東北3県の応急仮設住宅の状況

岩手県、宮城県、福島県の東北3県で建設された応急仮設住宅（平成24年2月27日時点での完成戸数）は、岩手県で319地区13,984戸、宮城県で406地区22,095戸、福島県で178地区16,514戸、3県の合計で903地区52,593戸となっている。応急仮設住宅は、各県がプレハブ建築協会との協定により建設したものと地元事業者等への公募により建設したものがある。地元事業者等への公募仮設住宅は、公募方法、戸数等において各県において違いがある。また、地元事業者等への公募により建設された仮設住宅は、木質系の割合が高くなっている。

1) 岩手県の地元事業者等への公募住宅

岩手県では、2,000戸が県内に本店又は営業所を有する事業者（団体、共同事業体を含む）に対して募集され、89事業者11,406戸の応募がなされた。選定の結果21事業者が採択され、21地区に2,494戸が建設された。仮設住宅の木質系の割合は、64%となっている。

2) 宮城県の地元事業者等への公募住宅

宮城県では、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が、県内に本店又は営業所を有する事業者（団体、共同事業体を含む）の募集・選定を行い、選定された事業者と各市町村が契約して仮設住宅の建設が行われた。156事業者からの応募があり77事業者が選定された。市町村とは、5地区523戸の契約がなされ建設された。仮設住宅の木質系の割合は、27%となっている。

3) 福島県の地元事業者等への公募住宅

福島県では、県内に本店又は営業所を有する事業者（団体、共同事業体を含む）に対して2回の募集がなされた。第1次では28事業者16,226戸の応募があり12事業者4,000戸が選定され、第2次では36事業者13,620戸の応募があり15事業者2,000戸が選定され、合計6,000戸が建設された。仮設住宅の木質系の割合は、85%と極めて高くなっている。

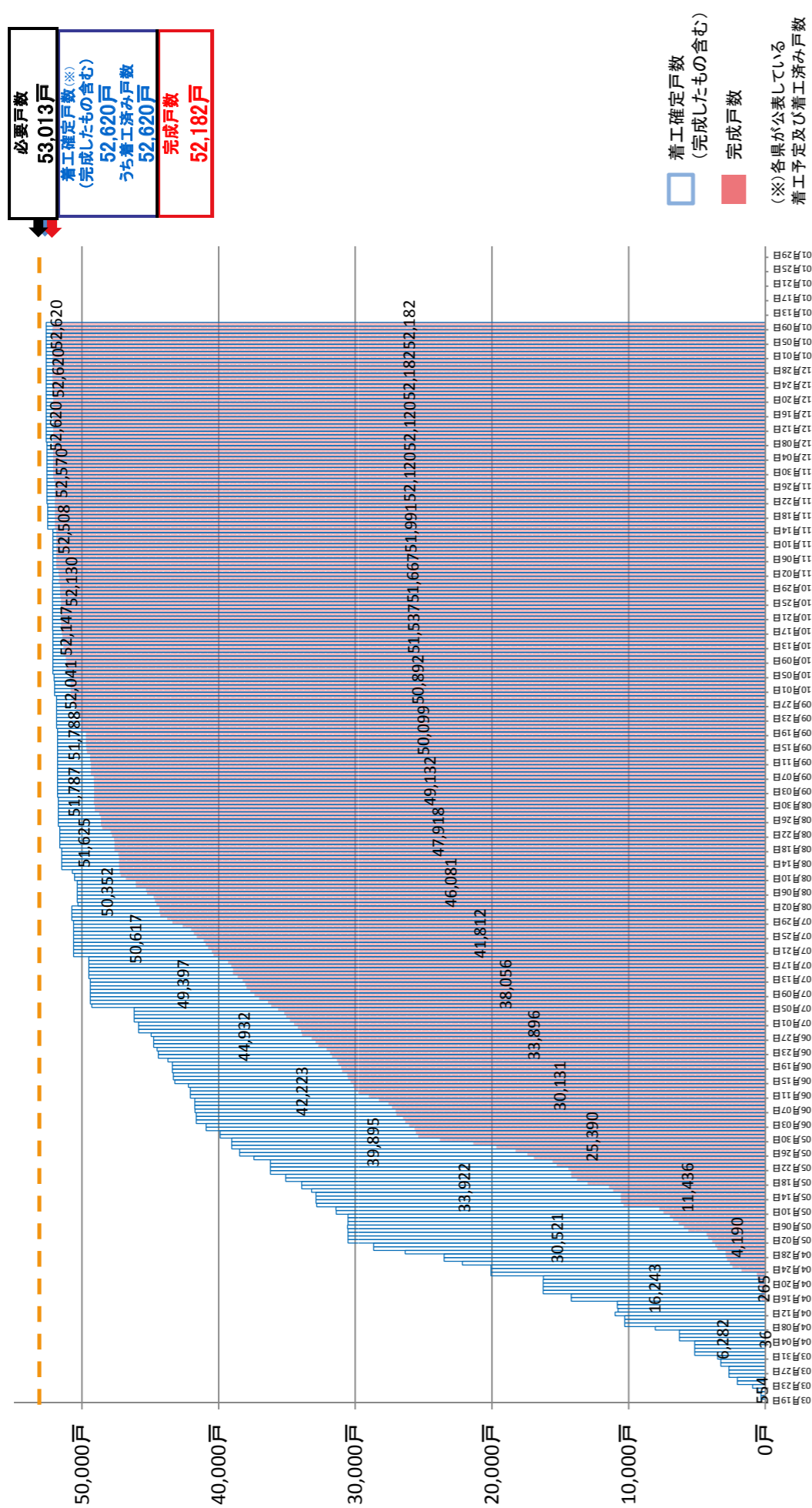
表 3県の応急仮設住宅建設戸数

(平成24年2月27日時点)

	岩手県				宮城県			
	木質系	非木質系	合計	木質系率	木質系	非木質系	合計	木質系率
プレハブ建築協会協定	2,137	9,353	11,490	19%	2,734	18,838	21,572	13%
地元公募等分	1,594	900	2,494	64%	140	383	523	27%
合計	3,731	10,253	13,984	27%	2,874	19,221	22,095	13%

	福島県				3県合計			
	木質系	非木質系	合計	木質系率	木質系	非木質系	合計	木質系率
プレハブ建築協会協定	1,635	8,879	10,514	16%	6,506	37,070	43,576	15%
地元公募等分	5,095	905	6,000	85%	6,829	2,188	9,017	76%
合計	6,730	9,784	16,514	41%	13,335	39,258	52,593	25%

応急仮設住宅 着工・完成戸数の推移



応急仮設住宅着工・完成状況

都道府県名	市町村名	着工予定		着工済み			合計		
		地区数	戸数	地区数	戸数	着工済みのうち完成戸数	地区数	戸数	
岩手県	陸前高田市	-	-	53地区	2,168戸	2,168戸	53地区	2,168戸	
	釜石市	-	-	50地区	3,164戸	3,164戸	50地区	3,164戸	
	大船渡市	-	-	39地区	1,811戸	1,811戸	39地区	1,811戸	
	宮古市	-	-	62地区	2,010戸	2,010戸	62地区	2,010戸	
	久慈市	-	-	2地区	15戸	15戸	2地区	15戸	
	遠野市	-	-	1地区	40戸	40戸	1地区	40戸	
	【必要戸数 :13,984戸】	おつちちょう 大槌町	-	-	48地区	2,146戸	2,146戸	48地区	2,146戸
	やまがま 山田町	-	-	49地区	1,990戸	1,990戸	49地区	1,990戸	
	岩泉町	-	-	3地区	143戸	143戸	3地区	143戸	
	ひろの ちよう 洋野町	-	-	1地区	5戸	5戸	1地区	5戸	
	田野畑村	-	-	3地区	186戸	186戸	3地区	186戸	
	野田村	-	-	5地区	213戸	213戸	5地区	213戸	
	住田町	-	-	3地区	93戸	93戸	3地区	93戸	
	計	-	-	319地区	13,984戸	13,984戸	319地区	13,984戸	
宮城県	仙台市	-	-	19地区	1,523戸	1,523戸	19地区	1,523戸	
	石巻市	-	-	131地区	7,297戸	7,297戸	131地区	7,297戸	
	しおがま 塩竈市	-	-	7地区	206戸	206戸	7地区	206戸	
	気仙沼市	-	-	93地区	3,504戸	3,504戸	93地区	3,504戸	
	名取市	-	-	8地区	910戸	910戸	8地区	910戸	
	たがじょうし 多賀城市	-	-	6地区	373戸	373戸	6地区	373戸	
	【必要戸数 :22,095戸】	岩沼市	-	-	3地区	384戸	384戸	3地区	384戸
	東松島市	-	-	25地区	1,753戸	1,753戸	25地区	1,753戸	
	わたがくん ちよう 亶理郡亶理町	-	-	5地区	1,126戸	1,126戸	5地区	1,126戸	
	やまもと ちよう 亶理郡山元町	-	-	11地区	1,030戸	1,030戸	11地区	1,030戸	
	しちがはま 宮城郡七ヶ浜町	-	-	7地区	421戸	421戸	7地区	421戸	
	おしかく ちよう 牡鹿郡女川町	-	-	30地区	1,294戸	1,294戸	30地区	1,294戸	
	おおきと ちよう 黒川郡大郷町	-	-	1地区	15戸	15戸	1地区	15戸	
	とがだ ちよう 遠田郡美里町	-	-	2地区	64戸	64戸	2地区	64戸	
	もとよぐん ちよう 本吉郡南三陸町	-	-	58地区	2,195戸	2,195戸	58地区	2,195戸	
	計	-	-	406地区	22,095戸	22,095戸	406地区	22,095戸	

次頁に続く

応急仮設住宅着工・完成状況

都道府県名	市町村名	着工予定		着工済み			合計	
		地区数	戸数	地区数	戸数	着工済みのうち 完成戸数	地区数	戸数
		福島県	福島市	-	-	14地区	1,382戸	1,382戸
【必要戸数 :16,619戸】	二本松市	-	-	11地区	1,069戸	1,069戸	11地区	1,069戸
	伊達市	-	-	1地区	126戸	126戸	1地区	126戸
	本宮市	-	-	7地区	475戸	475戸	7地区	475戸
	伊達郡国見町 <small>くにみまち</small>	-	-	4地区	100戸	100戸	4地区	100戸
	伊達郡桑折町 <small>こおりまち</small>	-	-	1地区	300戸	300戸	1地区	300戸
	川俣町 <small>かわまたまち</small>	-	-	4地区	230戸	230戸	4地区	230戸
	大玉村 <small>おおたまむら</small>	-	-	1地区	648戸	648戸	1地区	648戸
	郡山市	-	-	7地区	1,282戸	1,282戸	7地区	1,282戸
	須賀川市 <small>すかがわし</small>	-	-	4地区	177戸	177戸	4地区	177戸
	田村市 <small>たむらし</small>	-	-	5地区	410戸	360戸	5地区	410戸
	鏡石町 <small>かがみいしまち</small>	-	-	4地区	100戸	100戸	4地区	100戸
	白河市	-	-	4地区	260戸	260戸	4地区	260戸
	矢吹町 <small>やぶきまち</small>	-	-	3地区	85戸	85戸	3地区	85戸
	西郷村 <small>にしごうむら</small>	-	-	1地区	42戸	42戸	1地区	42戸
	会津若松市 <small>あいづわかまつし</small>	-	-	12地区	884戸	884戸	12地区	884戸
	会津美里町	-	-	1地区	259戸	259戸	1地区	259戸
	猪苗代町	-	-	1地区	10戸	10戸	1地区	10戸
	相馬市	-	-	13地区	1,500戸	1,500戸	13地区	1,500戸
	南相馬市	-	-	26地区	2,665戸	2,286戸	26地区	2,665戸
	相馬郡新地町 <small>しんちまち</small>	-	-	8地区	573戸	573戸	8地区	573戸
三春町 <small>みはるまち</small>	-	-	15地区	770戸	770戸	15地区	770戸	
いわき市	-	-	25地区	2,879戸	2,870戸	25地区	2,879戸	
	計	-	-	172地区	16,226戸	15,788戸	172地区	16,226戸
茨城県	北茨城市	-	-	2地区	10戸	10戸	2地区	10戸
【必要戸数:10戸】	計	-	-	2地区	10戸	10戸	2地区	10戸
千葉県	旭市	-	-	2地区	200戸	200戸	2地区	200戸
【必要戸数:230戸】	香取市	-	-	1地区	30戸	30戸	1地区	30戸
	計	-	-	3地区	230戸	230戸	3地区	230戸
栃木県	那須烏山市	-	-	1地区	20戸	20戸	1地区	20戸
【必要戸数:20戸】	計	-	-	1地区	20戸	20戸	1地区	20戸
長野県	栄村	-	-	2地区	55戸	55戸	2地区	55戸
【必要戸数:55戸】	計	-	-	2地区	55戸	55戸	2地区	55戸
着工予定及び着工済み 合計 【必要戸数:53,013戸】		-	-	905地区	52,620戸	52,182戸	905地区	52,620戸

【岩手県】

岩手県応急仮設住宅公募供給事業建設事業者公募要領

岩手県公募要領

岩手県応急仮設住宅公募供給事業 建設事業候補者一覧

注1) 着工済みの戸数は、地区内の一部の戸数のみ着工済みの場合についても、全戸数を計上している。

注2) 完成戸数は、概成が完了した段階の戸数も含んでいる。

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業 建設事業者公募要領

第 1 章 事業内容に関する事項

1 事業の名称

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業

2 事業に供される施設の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅

3 事業の目的

岩手県（以下「県」という。）は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により住宅を滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要となる応急仮設住宅を早期に供給する方針としており、建設事業者の住宅生産能力を最大限活用し、応急仮設住宅のより迅速な供給に資することを目的として本事業を実施するものである。

4 事業の内容

本事業は、県が指定した敷地に、公募により選定した事業者が仮設の住宅を建設し、これを災害救助法に基づく応急仮設住宅として県が買い取るものである。

5 事業者の業務範囲

事業者が行う業務は次のとおりとする。

(1) 応急仮設住宅等の設計

- ① 現地調査
- ② 設計図書の作成

(2) 応急仮設住宅等の建設

- ① 建設及び工事監理（輸入住宅ユニット等を用いる場合は資材の輸入を含む。）
- ② 応急仮設住宅建設に関する各種申請等の業務

(3) その他の業務

- ① 応急仮設住宅の供用期間中における事業者の責による補修等（第 3 章再掲）
- ② その他これらを実施するうえで必要な関連業務

6 契約及び支払いに関する事項

- (1) 県は、審査により選定した事業者を公表するとともに、事業者に対して建設場所を提示し、協議のうえ建設場所を確定する。事業者は、事業の着手に先立ち、事業の必要とする事項についての承諾書を提出する。

- (2) 事業者が作成した設計図書について県が確認した後、県と事業者は、応急仮設住宅の建設の着手に先立ち、売買契約（工事請負契約ではない。）を締結するものとする。なお、計画内容等に変更が生じる場合は、必要に応じて変更契約を行う。

- (3) 契約保証金については、県営建設工事例による（契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上とし、現金納付又はこれに代わる履行保証保険締結等）。

- (4) 事業者に対する代金の支払いは、応急仮設住宅の検収（完了確認）及び引き渡しの後、請求に基づき行うものとする。ただし、県営建設工事例により、事業者が保証事業会社と公共工事の前払金保証に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結した場合には、請求に基づき契約金額の 4 割以内を前払いできるものとする。

- (5) 事業者は、応急仮設住宅の引き渡しを分割（棟単位）して行うことができるものとし、この場合には、引き渡し部分の範囲内において代金を請求できるものとする。

7 事業スケジュール

別紙 1 に記載。

第 2 章 事業者の公募及び選定に関する事項

1 事業者の選定に係る基本的な考え方

事業の確実な実施のため、事業者の能力や経験等を総合的に評価し、選定するものとする。

2 応募の手続き

(1) 公募要領等の公表

公募要領等は平成 23 年 4 月 18 日（月）に公表し、県の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）等において周知を行う。

(2) 公募事項等に関する質問の受付及び回答

① 質問の受付

ア 本公募事項等に関して質問がある場合には、様式 5 の質問書に所定の事項を記載し、県の受付窓口を持参、若しくは F A X 又は電子メールにより送信するものとする。

イ 受付期間

平成 23 年 4 月 18 日（月）から平成 23 年 4 月 25 日（月）17 時までとする。

② 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、随時、ホームページにおいて公表する。

なお、回答に当たっては質問を行った事業者名等は公表しない。

また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

(3) 応募の受付

応募希望者は、下記①の受付期間に、②の提出様式に所定の事項を記載した書類を 1 部、県の受付窓口へ提出する。（郵送の場合は受付期日必着とする。）

- ① 受付期間
平成 23 年 4 月 18 日（月）から平成 23 年 5 月 2 日（月）17 時までとする。
- ② 提出書類
 - ア 様式 1：応募申請書
 - イ 様式 2：グループ構成員表（※複数事業者で応募する場合のみ）
 - ウ 様式 3：応募概要シート
 - エ 様式 4：建設に関する評価調書
 - オ 計画図：配置図、平面図、立面図及び断面図（任意様式）
 - カ 誓約書（グループにより応募する場合は、構成事業者の全てについて提出すること。）
- (4) その他
 - ① 応募者の提出した申請書等に虚偽の記載が認められた場合には、応募を無効にするとともに失格とする。
 - ② 応募内容の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

3 応募者の要件

- (1) 応急仮設住宅を設計、建設することができる技術力及び経営能力を有する事業者であること（複数事業者で構成されるグループも可）。
- (2) 建設を行う事業者は、県内に本店又は営業所を有する事業者であること（グループの場合は県内に本店又は営業所を有する事業者が 1 者以上含まれること）。
- (3) 建設を行う事業者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。
- (4) 建設を行う事業者は、建設業法第 26 条に基づき、当該工事に必要な主任技術者の資格を有する者を専任で配置できること。
- (5) 建設を行う事業者は、元請として住宅（共同住宅を含む）の新築工事の施工実績（平成 22 年 4 月 1 日以降に完成し申請期限の日までに引渡し完了した工事を対象）を 5 戸以上有すること（グループの場合は 1 者以上が単独でこの要件を満たすこと）。
- (6) 設計及び工事監理を行う事業者は、建築士法第 23 条の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。

4 応募者の制限等

- 応募者は、次のいずれにも該当しないこと。
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - (2) 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者。
 - (3) 会社更生法第 17 条の規定による会社更生手続開始の申立てがなされている者。
 - (4) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。
 - (5) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者。
 - (6) 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づく営業停止の処分を受けている者。
 - (7) 建築士法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。

- (8) 岩手県暴力団排除条例の規定に基づく暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

5 応募審査に関する事項

- (1) 審査方法
応募者により提出された申請書類等を基に、県は次により審査を行う。
 - ① 応募者の参加資格要件の適否について確認を行い、要件を満たしていない場合は失格とする。
 - ② 上記の要件を満たす事業者について、応募条件を総合的に審査する。
 - ③ 輸入住宅ユニットを用いる事業者は、国土交通省の支援のもと、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が実施する「輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅の提案に係る事前整理受付」に提案をし、事業者リストに記載されることを審査の条件とする。
- (2) 審査項目
次の事項について、別紙 2 の総合評価審査基準に基づき審査する。
 - ① 買取価格
 - ② 事業者の施工能力
 - ③ 配置予定技術者の要件
 - ④ 地域貢献等
 - ⑤ 技術提案
 - ⑥ 与条件への適合性
- (3) 審査結果の公表
審査結果の概要について、5 月 10 日頃に公表する。（個別の審査結果については公表しない。）

6 事業者の選定に関する基本的な考え方

- (1) 応募審査の結果に基づき、事業者採択のための事業者リストを作成する。
- (2) 上記リストにおける評価順上位の事業者から、供給能力と敷地条件等に応じて、建設場所の指定を行う。

第 3 章 応急仮設住宅の設計、建設等に関する事項

1 建設場所

- 県が事業者との協議により定める場所とする。
- 建設候補地は、宮古市、久慈市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村及び洋野町の区域内から選定する。
- （敷地規模は個々に異なるが、平均 3,000 ㎡（30 戸）程度を予定）

2 配置及び型別供給戸数計画

県と事業者が協議により決定する。

3 応急仮設住宅の基準等

(1) 仕様

別紙3に定める仕様基準による。

(2) 間取り及び面積

住棟は6戸の長屋形式、各戸の間取りは2DKタイプを標準とし、必要に応じて1DK及び3Kタイプを配置するものとする。(各タイプの標準プランを別紙3の別添資料②に示す。)

住戸タイプに応じた床面積は次のとおりとする。

間取り	1DK	2DK	3K
面積	約20㎡(6坪)	約30㎡(9坪)	約40㎡(12坪)

(3) 価格

住宅本体の戸当り標準価格(単価)は、住戸タイプに応じて次の価格(税抜き)の範囲内とし、上限は超えないものとする。(下限は定めない。)

契約価格については、上記の価格(単価)に建設戸数を乗じ、これに附帯する外構工事等の費用を含めて、県と事業者の協議により決定するものとする。

間取り	1DK	2DK	3K
本体価格	2,258~2,759千円/戸	2,930~3,581千円/戸	3,555~4,346千円/戸

(4) 施工規模

各事業者につき12戸(6戸×2棟を標準)以上の施工を最低買取単位とし、全体で約2,000戸以上の建設を予定する。

(5) 施工期間

初期発注分については、建設場所の確定(県との協議により確定)後から45日以内の応急仮設住宅の引き渡しを条件とする。(なお、応募状況によっては二次発注を行う場合がある。)

ただし、資材供給の停滞等、避け難い事情により引き渡しの遅延が見込まれる場合で、県がやむを得ないものと認める場合には、期間を延長できるものとする。

4 応急仮設住宅の品質確保等に関する事項

(1) 設計段階

事業者は県と協議のうえ設計図書を作成し、その内容が応急仮設住宅に求める仕様基準に適合し、かつ敷地条件等に照らして妥当な計画であるか否かについて、県の確認を受けるものとする。

なお、設計内容が所要の基準又は条件に適合しない場合には、建設の着手を取り止め、売買契約を締結しない場合がある。

(2) 完成段階

応急仮設住宅が完成した後は、その完成品が応急仮設住宅に求める仕様基準に適合し、かつ所要の条件を満足するものであるか否かについて、県の確認を受けるものとする。

なお、完成品が応急仮設住宅に求める仕様基準に適合しない、又は所要の条件を満足しないと認められる場合は、県は、所要の基準又は条件を満たすまで引き渡しを拒むことができる。また、県は、売買契約に基づき、手直し又は補強等を指示することができる。

(3) 供用段階

県と事業者は、応急仮設住宅の維持管理及び補修に関する覚書を交わし、これに定める事業者の責において行う補修等については、引き渡し後(供用期間中)においても事業者が実施するものとする。(覚書の案を別紙4に示す。)

■ 公募の受付窓口

岩手県 県土整備部建築住宅課 住宅計画担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL: 019-629-5933、019-629-5934

FAX: 019-651-4160

E-mail: AG0009@pref.iwate.jp

ホームページ: <http://www.pref.iwate.jp/index.rbz>

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業スケジュール

	日程(予定)	内容
1	平成 23 年 4 月 18 日(月)	公募要領公表(岩手県ホームページ等にて周知)
2	平成 23 年 4 月 18 日(月)	応募申請書受付開始 募集要項等に関する質問受付開始(回答は随時)
3	平成 23 年 4 月 25 日(月)	募集要項等に関する質問受付締切り
4	平成 23 年 5 月 2 日(月)	応募申請書提出期限
5	平成 23 年 5 月 10 日 頃	応募審査結果の公表
6	平成 23 年 5 月 中旬 頃から	事業着手(事業期間 約 45 日) 売買契約締結
7	平成 23 年 6 月 末 頃	事業完了 完成品検収・引き渡し

1 総合評価点の算定方法

○ 総合評価点=価格評価点+技術評価点

- ・ 価格評価点=100×(1-応募価格*1÷公募上限価格*2)
 - ・ 技術評価点=30点満点
- *1:標準価格以下の場合は、標準価格の下限値とする。
*1、*2:価格は、1DK:2DK:3K=2:6:2の比による加重平均値とする。

2 技術評価項目

評価項目		評価基準	評価点
事業者の施工能力 (8.0点)	ア 施工能力 建設場所確定後、45日間で供給可能な戸数(入居可能な状態となる戸数、2DKタイプを想定)を評価する。	48戸以上	4.0
		24戸以上	2.0
		上記以外	0.0
	イ 施工実績 県内における、元請としての住宅(共同住宅含む。以下同じ)の新築工事の施工実績を評価する。対象となる工事は、平成22年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡しが完了した工事とする。	10戸以上の実績あり	2.0
		5戸以上の実績あり	1.0
		上記以外	0.0
ウ 経営状況 建設業法第27条の23第2項に基づく経営事項審査における、建築工事一式の総合評定値を評価する。	800点以上	1.0	
	700点以上	0.5	
	上記以外	0.0	
エ 経営品質の取組み 申請期限の日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得、若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」3つ星以上の認定のいずれかの実績があれば評価する。	該当あり	1.0	
	該当なし	0.0	
配置予定技術者の要件 (3.0点) ※今回の事業に専任で配置する技術者とする。	オ 施工経験 県内における、元請の主任(監理)技術者又は現場代理人としての住宅の新築工事の施工経験(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)を評価する。対象となる工事は、平成22年4月1日以降に完成し申請期限の日までに引渡しが完了した工事とする。	経験あり	2.0
		経験なし	0.0
	カ 資格 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有している場合は評価する。	資格あり	1.0
		資格なし	0.0
地域貢献等 (9.0点)	キ 地域内拠点の有無 本店の所在地を、建設予定地域である県沿岸地域(沿岸広域振興局管内又は県北広域振興局本局(久慈地区)管内)又は県内に有する場合に評価する。	県沿岸地域に本店	2.0
		県内に本店	1.0
		上記以外	0.0
	ク 県産資材の活用 建設資材のうち、県産資材(県内で生産、加工又は製造された建設資材)の調達割合を評価する。	80%以上	3.0
		50%以上	1.5
	ケ 県内事業者の活用 一次下請け金額全体に占める県内一次下請け金額の割合を評価する。(元請業者が県内業者で下請業者を使用しない場合は100%とみなす。)	80%以上	4.0
50%以上		2.0	
	上記以外	0.0	
技術提案 (10.0点)	各項目に対する技術提案を評価する。	5項目	10.0
		4項目	8.0
		3項目	6.0
		2項目	4.0
		1項目	2.0
		上記以外	0.0

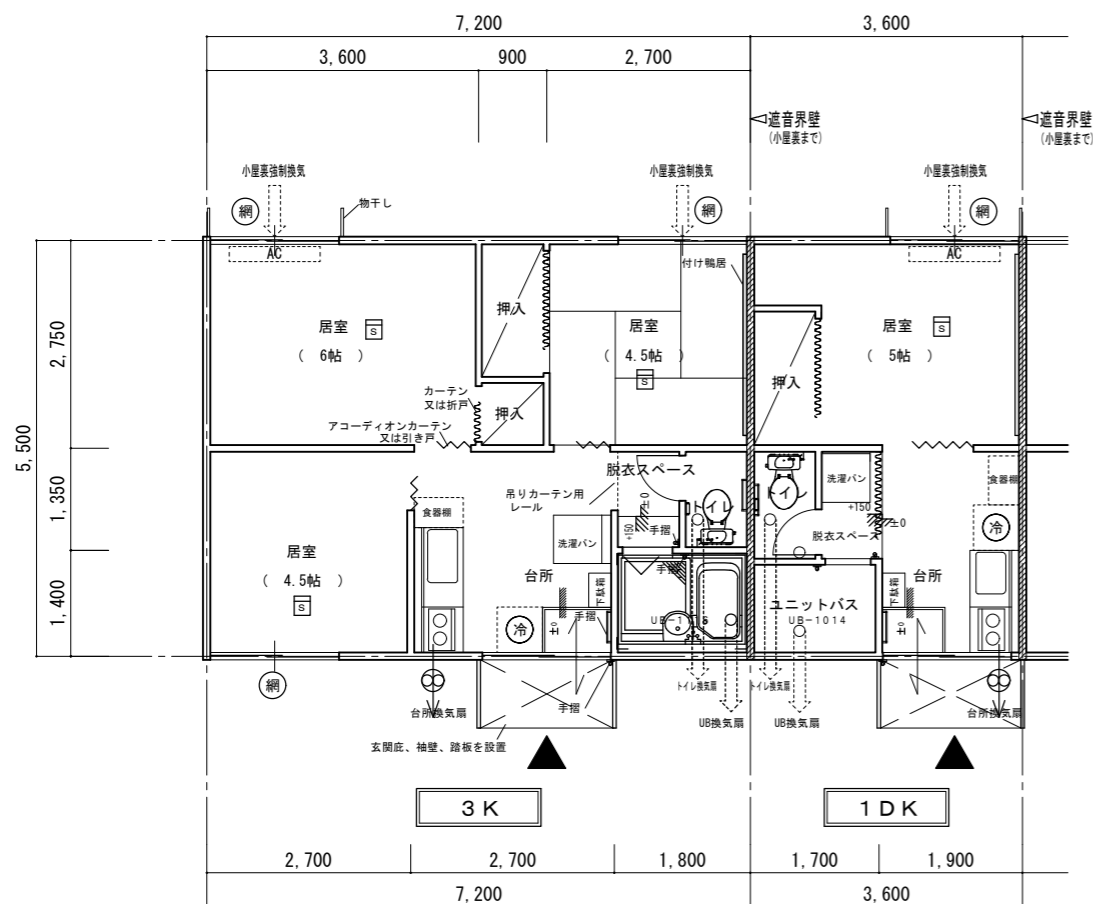
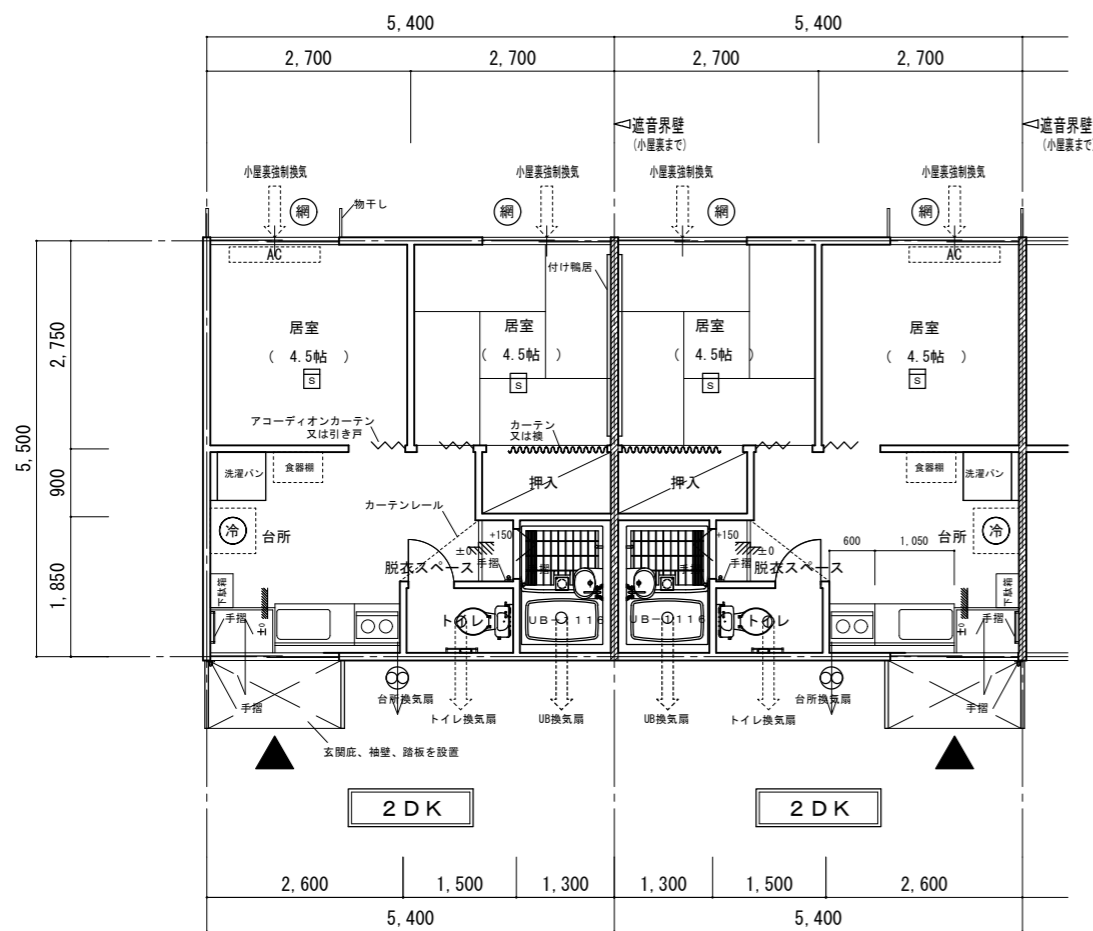
注)グループによる応募の場合、ア及びイはグループ内の建設事業者の合算による評価とし、ウ、エ、キ及びケは県内に本店又は営業所を有する建設事業者(複数者の場合は代表1者)を対象とした評価とする。

3 与条件への適合性

計画図等により確認し、適合しないことが明らかである場合には、上記に関わらず評価しない。(計画図作成に係る留意事項を様式4(第2面)に示す。)

完成提出書類一覧

- 1 完成図
 - 1-1 仕様書
 - 1-2 建築図（案内図、配置図、平面図、立面図、2面以上の断面図、外構図 等）
 - 1-2 電気設備図（外構図、姿図、分電盤図、共用幹線図、弱電図、換気扇図、電灯コンセント図 等）
 - 1-4 機械設備図（給排水設備外構図、給排水設備平面図 等）
- 2 機器リスト
 - 2-1 電気設備機器リスト
 - 2-2 機械設備機器リスト
 - 2-3 浄化槽資料
 - 2-4 エアコン仕様書 等
- 3 各種試験結果報告書
 - 3-1 水圧試験チェックリスト
 - 3-2 ガス気密試験結果
 - 3-3 接地抵抗測定表
 - 3-4 絶縁抵抗測定表
 - 3-5 電灯コンセント回路絶縁抵抗測定表
 - 3-6 テレビ共同受信電界強度測定表
 - 3-7 井水水質検査結果（原水、末端）（※削井工事を含んだ場合） 等
- 4 シックハウス検査結果報告書
- 5 工事写真
 - 5-1 着工前写真
 - 5-2 工事写真
 - 5-3 完成写真
- 6 設備関係品質保証書
 - 6-1 電気設備品質保証書
 - 6-2 給排水設備品質保証書 等
- 7 引渡し書



標準平面図（参考図） S=1:100

覚 書 [維持管理及び補修関係]

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業に係る応急仮設住宅の維持管理及び補修に関し、岩手県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり覚書を交換するものとする。

記

- 1 周知
(1) 甲は応急仮設住宅の管理委託を受けた各市町村に対し、当覚書の内容を周知させるものとする。
(2) 甲及び応急仮設住宅の管理委託を受けた各市町村は、借り受けた応急仮設住宅を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2 応急仮設住宅の維持管理及び補修
乙がその責任と費用において行う維持管理及び補修(取り替えを含む。)の範囲は、次のとおりとする。
(1) 住宅の構成部分のうち、次に掲げるもの
ア 主要構成部分(壁、柱、床、梁、屋根、基礎)
イ 主要構成部分に固定された部分(開口部枠、建具及び各種金物類)
(2) 付属施設のうち、次に掲げるもの
ア 給水設備(配管、水栓)
イ 排水設備(配管、会所枡)
ウ 電気設備(配線、開閉器、配電盤、換気扇の取り替え、テレビ受信設備等)
エ ガス設備(配管、器具の取り替え、ガス栓等)
オ その他(ユニットバス本体、流し台、ガス台、機器類)
3 乙が補修の責を負わない範囲は次のとおりとする。
(1) 内部造作
ア ガラスの取り替え
イ 建具の金物類の修理及び取り替え
ウ 室内の金物類(ペーパーホルダー、カーテンレール等)の修理及び取り替え
エ カーペット及びシート床材の取り替え
オ 汚れた室内カーテンの取り替え
(2) 給排水設備
ア 水栓パッキンの取り替え
イ 流し及び浴室の排水目皿の取り替え
ウ 排水管及び会所枡の清掃
(3) 電気及びガス設備
ア 室内灯のうち、電球、蛍光管等の取り替え
イ スイッチ及びコンセント類の取り替え
ウ 台所換気扇、浴室換気扇の修理及びガスコンロの五徳の取り替え
エ 警報機器類の定期点検及び電池等消耗品の取り替え
(4) その他
乙が行う修繕以外の軽微な修理

平成 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達増拓也

乙

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業 建設事業候補者一覧

Table with 6 columns: No., 事業者名, 所在地, 構造, 資材, 供給可能戸数. Lists various construction companies and their details for emergency temporary housing projects.

※五十音順

【宮城県】

宮城県における応急仮設住宅の提案に係る事前整理受付要領

宮城県における応急仮設住宅の提案書

宮城県提案シート

宮城県誓約書

1.目的

宮城県における応急仮設住宅の建設促進を図るため、応急仮設住宅の供給事業者による提案を受け付け、提案内容を事前整理した供給事業者リストを作成し、県へ提示することで、応急仮設住宅の調達を支援することを目的とする。

2.受付期間

平成23年4月19日(火)から4月28日(木)まで(当日消印有効)

3.仮設住宅の建設対象地域

宮城県

4.提案者の要件

- (1) 提案者は、提案する住宅を建設する宮城県内に本店、支店又は営業所を有する建設事業者、共同企業体(団体)とし、共同企業体(団体)の場合は、その構成員に宮城県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者を含むこと。
- (2) 応急仮設住宅の生産能力があり、発注者からの指示後、直ちに着手し、概ね1カ月間で、電気、ガス、給排水、浄化槽等の工事も含め、建物を完成させる能力がある者であること。
- (3) 建設業法に基づく建築工事業に係る建設業の許可を有していること(共同企業体(団体)の場合は、構成員のうち少なくとも一社が要件を満たすこと。)
- (4) 仮設住宅の供用期間中(当面2年間。その後の延長期間も含む。)の建物及び付帯施設等の維持管理(補修を含む。)を適切に行うことができる体制が整備されていること。
- (5) 宮城県の指名停止基準に基づく指名停止も受けていないこと。また建設業法に基づく営業停止の処分を受けていないこと。
- (6) 工事にあたり関係法令を遵守すること。
- (7) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではなく、かつ、暴力団その他の反社会的勢力の排除を徹底できるものであること。
- (8) 個人情報(宮城県、警察その他の公的機関)に提供されることについて同意すること。

5.供給する応急仮設住宅の仕様等の要件

- (1) 別紙の提案シートのうち、必須項目の全てを満たす住宅を供給できること。
- (2) 供給価格(概算)(以下のものが含まれる。)が妥当であること。
 - ① 建物本体工事費(寒冷地対応)
 - ② 電気、給排水衛生設備工事等の本管等との接続にかかる費用
 - ③ 火災保険料等の建物本体及び付帯施設の維持管理費
 - ④ 応急仮設住宅にかかる建物解体・撤去費(買い取りの場合)
 - ⑤ 消費税等一切の税

6.提案方法

別紙提案書※に次の資料を添付した図書(A4版左綴じ5部)を7の宛先まで送付すること。

- ① 提案シート※
- ② 代表者の会社概要及び役員名簿
- ③ 提案シートの内容が確認できる設計図書(平面図、立面図、設備図、仕上げ表、写真等)
- ④ 建設業法上の建築工事業に係る建設業許可通知書の写し
- ⑤ 誓約書※

なお、国または地方公共団体入札参加資格通知書があれば、その写しも添付すること。

※は下記「9 必要書類ダウンロード」からダウンロードしてください。

7.受付期間及び提案図書の宛先

○受付期間

平成23年4月19日(火)から4月28日(木)まで(当日消印有効)

○宛先

〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
(宮城県土木部住宅課内)
一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会
「宮城県における応急仮設住宅提案事前整理受付事務局」
TEL:0120-122-567 (平日9:30~17:30)

8.留意事項

- 供給事業者リストへの記載は発注を約束するものではありません。記載されても採用されない場合があります。
- 応急仮設住宅の発注を受ける前に、建設資材の見込み生産等を行い、発注を受けることができずに生じた損害については全て自己負担となります。
- 応急仮設住宅の発注を受けるまでに、建設資材の流通を損なうような不当な買占め等を行わないこと。
- 応急仮設住宅の建設にあたっては、地元の建設業者や地場産材の活用・雇用の確保に配慮すること。

9.必要書類ダウンロード

- 提案書 [【Word】](#) [【PDF】](#)
- 提案シート [【Excel】](#) [【PDF】](#)
- 誓約書 [【PDF】](#)

宮城県における応急仮設住宅の提案書

提案者 住 所 _____

会 社 名 _____
(団体等名)

代表者名 _____ ㊟

標記について別紙資料を添付の上、提出します。

なお、この提案書及び添付書類の記載内容は、宮城県における応急仮設住宅の提案に係る事前整理受付要領に従い、その留意事項を理解した上で提出するものであり、事実と相違ありません。記載内容が事実と異なることが判明した場合は、提案を取り下げます。

添付書類

1. 提案シート
 2. 代表者の会社概要及び役員名簿
 3. 提案シートの内容が確認できる設計図書（平面図、立面図、設備図、仕上げ表、写真等）
 4. 建設業法上の建築工事業に係る建設業許可通知書の写し
 5. 誓約書
- ※ 国または地方公共団体入札参加資格通知書があれば、その写しも添付

(事務担当者)

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

電 話 番 号 _____

F A X _____

E-mail _____

提案住宅供給事業者 (複数者の共同企業体等の場合は、構成員のうちの少なくとも一社は建設業許可を受けていること。)	提案者 (別紙提案書に記載の代表)	会社名(団体等は団体名)	※公共発注工事の受注の有資格業者登録がある場合はその番号を併記
		代表者氏名	
		担当者名(所属)	
		住所	
		連絡先電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
		建築士事務所登録番号	() 知事登録 第 () 号
		所属建築士数	
		建設業許可(登録)	大臣 ・ 知事、 般 ・ 特 (該当するものに○) 第 号 平成 年 月 日
	建築施工管理技士数		
	宮城県内の支店、営業所 (本店が宮城県外の場合)	名称	
		住所	
		連絡先電話番号	
	FAX番号		
	E-mail		
団体等の場合は全ての構成員 (この様式に記入しきれない場合、主たる構成員を記入し、その他の構成員については名簿を添付)	会社名		
	代表者氏名		
	住所		
	建設業許可		
	会社名		
	代表者氏名		
	住所		
	建設業許可		
	会社名		
	代表者氏名		
住所			
建設業許可			
住宅ユニットの場合、メーカー名と本社の所在地(国名・都市名)			

事項		確認【*…必須項目】 (供給体制等が対応できる場合はチェックする。補足があれば右覧に記入。)	
資材の確保・搬送	資材の確保見込み	必要な資材は確保できる。 ※必要な資材については住戸仕様を参照	* <input type="checkbox"/>
	建設地までの資材搬送手段の確保見込み	建設地までの搬送は自社で行うか又は搬送事業者を自社で確保する。	* <input type="checkbox"/>
	搬送方法	資材はトラックに積載して搬送できる(搬送可能な最小のトラックの大きさを記載)。	* <input type="checkbox"/> トラックの大きさ トン
施工体制	建築工事業者の確保見込み ※建設業者の参加が不可欠。	建築工事は自社で行うか又は建設事業者を自社で確保する。	* <input type="checkbox"/>
	設備工事業者(給排水・電気工事等)の確保見込み	設備工事は自社で行うか又は設備工事業者を自社で確保する。	* <input type="checkbox"/>
	工事の作業員等における震災被災者の雇用配慮見込み	震災被災者の雇用を十分に配慮する。	<input type="checkbox"/> 雇用予定割合 %
	県内企業の活用見込み	県内企業を積極的に活用する。	<input type="checkbox"/> 活用率(下請け工事費の率) %
入居後の管理体制の確保状況		入居後の施設管理(修繕対応等)は自社で対応するか管理事業者を自社で確保する。	* <input type="checkbox"/>
解体時の処理方法		解体時に再利用しやすい仕様となっている。	* <input type="checkbox"/>
供給対象地域		供給可能地域に○をつけてください。(特定地域に限られる場合はその地域を記載)	県内全域・県内一部区域()
供給開始可能時期見込み。		供給開始可能となる時期	月 日 ごろ
供給可能戸数見込み。 ※入居可能な状態となる戸数	受注後30日間での建設可能戸数。		戸
	受注後45日間での建設可能戸数。		戸
	受注後60日間での建設可能戸数。		戸
供給価格(概算) ※消費税を含む [2DKタイプ1戸当たりの概算金額で記入]	本体の資材費、建設費、設備費を含み、敷地によって異なる浄化槽設置費・外構整備費を除く。(買い取りの場合)		円
	(独自の積算の場合、その内訳と価格)		円
	リース(2年間)が可能な場合、その価格		円
	建物解体・撤去費(外構解体費を除く。)(買い取りの場合)		円

<延床面積、建築構造>

1戸あたりの延床面積 ※30㎡程度を標準とする。	※標準サイズが複数タイプある場合は各タイプの床面積 (㎡)		
建築構造(○をつけてください)	鉄骨造	木造	鉄筋コンクリート造
	その他 ()		
基礎工法(○をつけてください)	木杭	ブロック	鉄筋コンクリート
	その他 ()		

事項		確認【*…必須項目】 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。補足があればその概要を記載。)	
プラン	1 キッチン、浴室、トイレ、洗面スペースを設ける。	* <input type="checkbox"/>	
	2 居室の数 (上記スペースを除き1室以上)	<input type="checkbox"/>	室
	3 居室の1室を畳敷きにできる。	<input type="checkbox"/>	
	4 居室の天井高さは2.1m以上確保できる。	* <input type="checkbox"/>	m
5 屋根、外壁材は、不燃材で仕上げられている。 ※木造で建築する場合、発注者の指示により、屋根仕上げのみ不燃材とする。	* <input type="checkbox"/>		
屋根、天井、壁、床等の仕様について、材料名、厚さ及びホルムアルデヒド対策(建材の発散等級が認証されている場合はその等級、不明・未試験の場合はその旨、記載。)を記入してください。			
下地材(断熱材含む。) ※断熱材は天井:グラスウール10K相当100mm以上、床・外壁:グラスウール10K相当50mm以上が標準。		仕上材	
	材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策	材料名・厚さ ホルムアルデヒド対策
屋根・外壁・界壁等	6 屋根		
	天井		
	外壁~内壁		
	戸境壁(界壁)		
	間仕切り		
	床		
7 玄関に庇、風除室を設けることができる。	<input type="checkbox"/>		
8 構造的に安定していること(耐風性能(30m/sの風力に耐える構造)、耐雪性能(1mの積雪加重を考慮)など)	* <input type="checkbox"/>		
9 床下に雨水等が溜まらないように措置している。	* <input type="checkbox"/>		
10 「電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号)」及び「内線規程(JEAC8001-2005)」に適合している。	* <input type="checkbox"/>		
11 単相3線式 100V/200V 30A とする。	<input type="checkbox"/>		
12 コンセントの形状は日本の形状である。	* <input type="checkbox"/>		
13 コンセントは、居室、台所に設置し、各室とも2ヶ所(2連)ある。	<input type="checkbox"/>		
14 エアコン用、冷蔵庫用、洗濯機用、電子レンジ用コンセントについては、接地端子付である。	* <input type="checkbox"/>		
15 その他のコンセントとして、ガス漏れ警報器用、換気扇用、屋外給湯器用(防水2連接地端子付)がある。	<input type="checkbox"/>		

事 項		確認【*…必須項目】 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。補足があればその概要を記載。)	
電気設備	16 エアコンを標準仕様として1戸当たり1台以上設置し、居室にエアコン用コンセント、エアコン用スリーブを設けている。	<input type="checkbox"/>	
	17 各居室、台所、便所、浴室、玄関に照明器具を設置する。	* <input type="checkbox"/>	
	18 台所、居室に火災警報機を設置する。(台所は熱式、居室は煙式)	* <input type="checkbox"/>	
	19 TVアンテナを棟毎に設置し、電源を共用回路とするとともに、各住戸に1ヶ所TV端子を設置する。	* <input type="checkbox"/>	
	20 通線用(TEL用)スリーブを設置する。	<input type="checkbox"/>	
	21 各棟に防犯灯2台を設置する。	<input type="checkbox"/>	
	22 結露対策として小屋裏に換気扇若しくは換気口を設置する。	<input type="checkbox"/>	
設備機器	23 汚水は下水道本管に接続できない場合は浄化槽を設けて処理する。	* <input type="checkbox"/>	
	24 給水装置は水道法の性能基準適合品とする。 ※工事に当たっては各地方公共団体の指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
	25 浴槽を設置する。	* <input type="checkbox"/>	浴槽深さ cm
	26 便所、浴室、台所に換気扇を設置する。 ※台所換気扇は羽根サイズ200mm程度とする。	* <input type="checkbox"/>	
	27 給湯器は発注者の指示により、LPG仕様又は都市ガス仕様若しくは電気仕様とし、給湯能力はガス仕様では16号程度、電気仕様では370L程度とする。※機器、ポンペ等の仕様、設置方法についてはガス事業者・電気事業者の指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>	
	28 風呂、洗面、台所に給湯する。	* <input type="checkbox"/>	
	29 台所にガスコンロ(2口、グリル付き)を設置する。	<input type="checkbox"/>	
付帯設備	30 洗濯機用の給水、排水設備、洗濯パンを設置する。	* <input type="checkbox"/>	
	31 浴室、トイレに手すりを設置する。	<input type="checkbox"/>	
	32 鍵をかけることのできる窓とする。	* <input type="checkbox"/>	
	33 カーテンレール及びカーテンを取り付ける。	<input type="checkbox"/>	
	34 窓に網戸を設置する。	<input type="checkbox"/>	
	35 物干し金物を設置する。	<input type="checkbox"/>	
	36 その他、通常、住宅において必要と認められる次の設備等を設置する。 ・団地案内版、棟番号、室名札 ・トイレのペーパーホルダー・タオル掛け ・消火器 等	<input type="checkbox"/>	

※「*」印のない仕様は必須ではありませんが、標準的な仕様を示すものであり、県による採択判断の際にはその仕様の有無が考慮されます。

※宮城県との正式の契約時に仕様の追加、変更等がなされる場合があります。

宮城県知事 殿

誓 約 書

- 私
- 当社

は、

- 1 工事にあたり、関係法令を遵守します。
- 2 下記の者に該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 3 宮城県と契約することとなった場合、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約を締結することはありません。
- 4 下請者等契約の相手方が下記に該当する者であることが判明した場合は、契約を解除します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
- 6 個人情報宮城県、警察その他の公的機関に提供されることについて同意します。

記

- 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

印

【福島県】

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募要領

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募に関する審査結果について

福島県応急仮設住宅の事業候補者決定について

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募要領

平成23年4月11日
(一部変更)平成23年4月14日

1. 目的

応急仮設住宅の早期の供給促進と県産材、県内企業の活用を図るため、県内に本店を置く建設事業者等を対象に公募し、建設事業を進めることにより一日も早く被災者の居住環境を改善することに寄与する。

2. 公募及び発表

(1) 公募期間

平成23年4月11日(月)から4月18日(月)までとする。

(2) 選定及び発表

応募者の中から別に定める福島県応急仮設住宅建設事業候補者選考委員会(有識者3名、行政2名、合計5名)において建設事業候補者を選考する。

その後、県は供給依頼予定戸数を含め建設事業候補者を決定し4月22日(金)午後4時まで公表する。

(3) 発注及び引渡

発注は4月下旬以降順次とし、建物の引渡は発注後概ね1月以内とする。

建物の最終引渡は7月末とし、支払いは請求があった日から30日以内とする。

(4) その他

応募された内容と実際の内容が異なる場合は、交渉を打ち切ることがある。

供給実績などの応募内容確認のため、後日、資料の提出を求めることがある。

3. 対象地及び募集戸数等

対象地 : 県内各地の建設予定地

募集戸数総数(見込み) : 4千戸以内

供給タイプ : 20㎡タイプ(1DK)

30㎡タイプ(2DK)

40㎡タイプ(2LDK、3K)

住宅の仕様 : 県の定める標準仕様(参考資料)に合致すること

4. 応募者の要件

(1) 応急仮設住宅の供給能力(100戸以上)があること。

(2) 7月末までに県が指定する土地で住宅、電気、ガス、上下水道、合併浄化槽等の工事をを行い、入居者に供給できること。

(3) 県内に本店のある建設事業者であること(団体・共同企業体(以下「団体等」という。)の場合は、代表者及び構成員が県内に本店のある建設事業者であること。以下(5)、(7)、(8)も同じ。ただし、(6)は代表者のみとする。)

また、団体等の場合は運営に関する定款を定め又は協定を締結していること。

(4) 過去3年の間に、年20戸以上の戸建住宅又は共同住宅の供給実績があること。

団体等の場合は、構成員の実績合計が年30戸以上の年があること。

(5) 建設業法に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を有していること。

(6) 建設業法に基づき国土交通大臣が定める経営事項審査を受けていること。

(7) 建設業法に基づく営業停止処分を受けていないこと。

(8) 工事にあたり関係法令を遵守し、かつ、暴力団その他の反社会的勢力の排除を徹底できるものであること。

5. 選定の条件

(1) 供給住宅について、県の定める標準仕様(参考資料)に合致すること。

(2) 供給タイプは3タイプを想定しているが、主たる供給タイプとなる30㎡タイプ1戸当たりの販売契約価格、リース契約価格(2年間)は以下であること。

販売契約価格 : 上限は600万円程度

リース契約価格(2年間) : 上限は520万円程度

[価格に含まれる事項]

①リースの場合にはリース料(2年間)

②販売の場合は材料費

③標準工事費(施工費)

④標準工事解体費(販売の場合には処分費を含む)

⑤床フィルム、玄関手摺、給水凍結防止、床・外壁・天井断熱材、エアコン、積雪補強、天井結露対策、玄関袖壁

⑥外部設備、浄化槽、受水槽、造成、砕石、アスファルト、スロープ

⑦外構等の解体・処分・復旧費

⑧消費税等一切の税を含む

(3) 下請工事については、県内企業の活用に十分配慮すること(二次以下の下請も含む)。

(4) 工事の作業員等については、震災被災者の雇用に十分配慮すること。

(5) 供給住宅の建設にあたり県産材の活用について十分配慮すること。

(6) 入居後の維持管理体制を整備すること。

6. 選定の方法

応募内容について、以下の視点により総合的に審査し、優れた提案を行った者を建設事業候補者として選定する。

(1) 確実な供給能力と体制

(2) 適正な販売契約価格又はリース契約価格

(3) 供給住宅の性能及び品質

(4) 県内企業の活用状況

(5) 震災被災者の雇用状況

(6) 県産材の活用状況

(7) その他の配慮した事項 等

7. 応募用紙

応募申請書（別紙1）により応募すること（提出部数7部）。

8. 公募方法等

- (1) 受付期間：4月11日（月）～18日（月）午前9時～午後5時まで
- (2) 追加説明等：当該応募に関する質問等は4月12日（火）午後5時までに、電子メール、FAX、郵送で質問書（別紙3）により下記（4）の事務局まで提出して下さい。
（メール、FAXの場合は必ず着信を確認して下さい。）
回答は4月14日（木）午後4時までに県ホームページに掲載します。
電話又は面接での質問や相談、又は審査内容についての質問は受付しません。
- (3) 応募方法：郵送又は持参による。
（期限内に事務局必着としますので、確実に到着する手段として下さい。）
- (4) 受付場所：福島県仮設住宅公募事務局（福島県土木部営繕課内）

住所 福島県杉妻町2-16
 電話番号 直通 024-521-7525
 024-521-7527
 メールアドレス eizen@pref.fukushima.jp
 FAX番号 024-521-7717

福島県応急仮設住宅標準仕様書

設計概要		室内仕様書		備考	
基本事項	設計概要	床	巾木	天井	備考
供給タイプ：・20㎡タイプ(1DK)・30㎡タイプ(2DK)・40㎡タイプ(2LDK)・40㎡タイプ(3K) 附属：キッチン、浴室、トイレ、洗面スペースを設ける 天井高さ：2.1m以上 モジュール：各社モジュールによる。単位:mmとする 構造：・木造・鉄骨造・軽量型鋼プレース構造・コンクリート造・その他() 基礎：・木杭・ブロック・鉄筋コンクリート・その他() ※上部構造を支持できる構造 床：・木杭・ブロック・鉄筋コンクリート・その他() ※上部構造を支持できる構造 床下地：ハネル敷き又は合板(t=12)敷き ※床下からの通気止め 仕上げ：不燃材とする	居室(居間) 居室(寝室) 居室(洋室)	タイルカーペット (敷きどすこも可)	木製 又は塩ビ製	カラー合板 t=2.5	カーテンレール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン
押入	タイルカーペット		同上	合板 t=2.5	中階付(天袋無し)H=800
台	塩ビシート 又はOFシート 合板 t=4 下地 吊戸棚下地(t=450)に設置		木製 又は塩ビ製	カラー合板 t=2.5	カーテン、カーテンレール 流し台 750(6型タイプ) 流し台 1050(6.12型タイプ) 巾戸棚 800 コンロ台 600 バスカウンター付コンロ(グリル付) ガス栓は口 洗面台を兼む
浴室	1014 又は ユニオバス 1116 又は 1216			入口扉高さ 消煙ハコ	2点セットタイプ 手摺：内側に1ヶ所設置 手摺：外側に1ヶ所設置 手摺：取付位置P9-34) 扉裏のフタは含む
トイレ	塩ビシート 又はOFシート 合板 t=4 下地		木製 又は塩ビ製	カラー合板 t=2.5	水洗式 手摺付き(横棒タイプ)H=700 手摺を内側に1ヶ所設置 便器は洋式 ロータンクは防露タイプ ペーパーホルダー(H=600) タオル掛け
玄関	塩ビシート 又はOFシート 合板 t=4 下地		木製 又は塩ビ製	カラー合板 t=2.5	床裏切り(への字)
備品	新便所 各住戸 1ヶ所設置 合板厚 各棟1ヶ所設置(300×300) 耐風養生(鋼製ワイヤー・カーカー付/4時間を標準とし、消火器 付け輪周 L=2400 各戸に1ヶ所設置(塩ビ化粧材 H=1800 幅60～90程度)			カラー合板 t=2.5	団地案内板(団地内敷力所設置)
特記事項	出入口：塩ビ製手摺設置(別途/外部:縦1分所、内部:横1分所、H=700取付芯)H=700取付芯(高齢者対策はオプション) 断熱材：居室に親しの合板類は規制対象外ホルムアルデヒド発散建築材料(F☆☆☆☆以上)を使用する(建築及び取付家具を含む) 耐風性能：30m/sの風力に耐える構造 積雪性能：積雪深1mに耐える構造 玄関：風除室(900×1800程度)を設ける 臺地：砕石敷き t=100 以下の仕様は必要な場合、別途対応する ・高齢者対策仕様：別途仕様による				※特殊工法等による場合の仕上げについては、同等品以上とする。

応募シート（工法構造別シート）
（工法構造別にそれぞれ作成）

工法構造名： _____

<供給体制、供給戸数について>

事項		確認 (供給体制等が対応できる場合はチェックする。 補足があれば右覧に記入。)		
資材の確保・搬送	資材の確保状況	必要な資材は確保できる。 ※必要な資材については住戸仕様を参照	<input type="checkbox"/>	
	県産材の活用状況	県産材の活用について十分に配慮する	<input type="checkbox"/>	
	建設地までの資材搬送手段の確保状況	建設地までの搬送は自社で行うか又は搬送事業者を自社で確保する。	<input type="checkbox"/>	
	搬送方法	資材はトラックに積載して搬送できる。	<input type="checkbox"/>	
施工体制	建築工事業者の確保状況	建築工事は自社で行うか又は建設事業者を自社で確保する。	<input type="checkbox"/>	
	設備工事業者（給排水・電気工事等）の確保状況	設備工事は自社で行うか又は設備工事業者を自社で確保する。	<input type="checkbox"/>	
	工事の作業員等について、震災被災者の雇用配慮状況	震災被災者の雇用を十分に配慮する。	<input type="checkbox"/>	
	下請企業の状況	県内企業を積極的に活用する。	<input type="checkbox"/>	
入居後の管理体制の確保状況	入居後の施設管理（修繕対応等）は自社対応か、管理事業者を自社で確保する。	<input type="checkbox"/>	雇用予定人数	人
解体時の処理方法	解体時に再利用しやすい仕様となっている。	<input type="checkbox"/>	活用率 (下請け工事費の率)	%
供給開始可能時期見込み	供給開始可能となる時期	月 日ごろ		
供給可能戸数見込み。 ※入居可能な状態となる戸数	受注後30日間での建設可能戸数	20㎡タイプ	戸	
		30㎡タイプ	戸	
		40㎡タイプ	戸	
		小計	戸	
	受注後60日間での建設可能戸数	20㎡タイプ	戸	
		30㎡タイプ	戸	
		40㎡タイプ	戸	
		小計	戸	
	受注後90日間での建設可能戸数	20㎡タイプ	戸	
		30㎡タイプ	戸	
		40㎡タイプ	戸	
		小計	戸	
	合計	20㎡タイプ	戸	
		30㎡タイプ	戸	
		40㎡タイプ	戸	
		合計	戸	
総計		戸		

<供給可能区域>

供給可能区域（可能区域に○をつけてください） （方別供給の場合は各建設事務所管内）	・ 県内全域 ・ 県北管内 ・ 県中管内 ・ 県南管内 ・ 喜多方管内 ・ 会津若松管内 ・ 南会津管内 ・ 相双管内 ・ いわき管内
--	---

<概算金額について>

モデル団地1提案書から算出した一戸当たりの概算金額（税込み） （算出内容は下記の①～⑦の費用とする） （リースのみ、販売のみの場合は該当する部分のみ記入）	20㎡タイプ	概算金額（2年間リース）	円
		概算金額（販売）	円
	30㎡タイプ	概算金額（2年間リース）	下記個別表に記入
		概算金額（販売）	
	40㎡タイプ	概算金額（2年間リース）	円
		概算金額（販売）	円

<個別金額について>

工記で算出した概算金額の個別内容 [30㎡タイプ（2DK）1戸当たりの概算金額で記入]		リース契約 （円）	販売契約（円）	
			売買契約時（円）	解体契約時（円）
①リース料（2年間）	総額			
	うち			
	国外材利用額			
	国産材利用額			
②材料費（販売）	総額			
	うち			
	国外材利用額			
	国産材利用額			
③標準工事費（施工費）				
④標準工事解体費（販売の場合は処分費を含む）				
⑤床フィルム、玄関手すり、給水凍結防止、床・外壁・天井断熱材、エアコン、積雪補強、天井結露対策、玄関（風除室を含む）				
⑥外部設備、浄化槽、受水槽、造成、砕石、アスファルト、スロープ				
⑦外構等の解体・処分・復旧費				
小計（税別）				
⑧消費税額				
合計				

<延床面積、基礎工法>

1戸あたりの延床面積 （タイプ別で複数ある場合はそれぞれ記入）	20㎡タイプ	㎡
	30㎡タイプ	㎡
	40㎡タイプ	㎡
基礎工法（○をつけてください）	木杭 ブロック 鉄筋コンクリート その他（ ）	

事 項		確認 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。補足があればその概要を記載。)			
プ ラ ン	1 キッチン、浴室、トイレ、洗面スペースを設ける。	<input type="checkbox"/>			
	2 居室の数 (上記スペースを除き1室以上)	<input type="checkbox"/>	20㎡タイプ 室 30㎡タイプ 室 40㎡タイプ 室		
	3 居室の天井高さは2.1m以上確保できる。	<input type="checkbox"/>	m		
屋 根 ・ 外 壁 ・ 界 壁 等	4 屋根、外壁材は、不燃材で仕上げられている。 ※木造で建築する場合は、屋根仕上げのみで可。	<input type="checkbox"/>			
	屋根、天井、壁、床等の仕様について、標準仕様に適合している。 (材料名、厚さ及びホルムアルデヒド対策 (建材の発散等級が認証されている場合はその等級、不明・未試験の場合はその旨、記載。) を下記に記入してください)	<input type="checkbox"/>			
	下地材 (断熱材含む。) ※断熱材は天井：グラスウール10K相当100mm以上、床・壁：グラスウール10K相当50mm以上		仕上材		
		材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策	材料名・厚さ	ホルムアルデヒド対策
	5 屋根				
	天井				
	外壁～内壁				
	戸境壁 (界壁)				
	間仕切り				
	床				
6 玄関に風除室を設置する。	<input type="checkbox"/>				
7 30m/sの台風性能がある。	<input type="checkbox"/>				
8 積雪 1mの荷重を考慮している。	<input type="checkbox"/>				
電 気 設 備	9 「電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号)」及び「内線規程 (JEAC8001-2005)」に適合している。	<input type="checkbox"/>			
	10 単相3線式 100V/200V 30A とする。	<input type="checkbox"/>			
	11 コンセントの形状は日本の形状である。	<input type="checkbox"/>			
	12 コンセントは、居室、台所に設置し、各室とも2ヶ所 (2連) ある。	<input type="checkbox"/>			
	13 エアコン用、冷蔵庫用、洗濯機用、電子レンジ用コンセントについては、接地端子付である。	<input type="checkbox"/>			
	14 その他のコンセントとして、ガス漏れ警報器用、換気扇用、屋外給湯器用 (防水2連設置端子付) がある。	<input type="checkbox"/>			
	15 エアコンを標準仕様として設置し、居室にエアコン用コンセント、エアコン用スリーブを設置する。	<input type="checkbox"/>			
	16 各居室、台所、便所、浴室、玄関に照明器具を設置する。	<input type="checkbox"/>			
17 台所、居室に火災警報機を設置する。(台所は熱式、居室は煙式)	<input type="checkbox"/>				

事 項		確認 (供給する住宅が対応している場合はチェックする。補足があればその概要を記載。)		
電 気 設 備	18 TVアンテナを棟毎に設置し、電源を共用回路とするとともに、各住戸に1ヶ所TV端子を設置する。	<input type="checkbox"/>		
	19 通線用 (TEL用) スリーブを設置する。	<input type="checkbox"/>		
	20 各棟に防犯灯2台を設置する。	<input type="checkbox"/>		
	21 結露対策として小屋裏に換気扇を設置する。	<input type="checkbox"/>		
設 備 機 器	22 汚水は下水道本管に接続できない場合は浄化槽を設けて処理する。	<input type="checkbox"/>		
	23 給水装置は水道法の性能基準適合品とする。 ※工事に当たっては各地方公共団体の指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>		
	24 浴槽を設置する。(シャワーのみの場合はその旨、記載)	<input type="checkbox"/>	浴槽深さ cm	
	25 便所、浴室、台所に換気扇を設置する。 ※台所換気扇は羽根サイズ200mm程度とする。	<input type="checkbox"/>		
	26 給湯器は発注者の指示により、LPG仕様又は都市ガス仕様若しくは電気仕様とし、給湯能力はガス仕様では16号程度、電気仕様では370L程度とする。※機器、ポンプ等の仕様、設置方法についてはガス事業者・電気事業者の指示に従うこと。	<input type="checkbox"/>		
	27 風呂、洗面、台所に給湯する。	<input type="checkbox"/>		
	28 台所にガスコンロ (2口、グリル付き) を設置する。	<input type="checkbox"/>		
	29 洗濯機用の給水、排水設備、洗濯パンを設置する。	<input type="checkbox"/>		
	附 帯 設 備	30 浴室、トイレに手すりを設置する。	<input type="checkbox"/>	
		31 鍵をかけることのできる窓とする。	<input type="checkbox"/>	
32 カーテンレール及びカーテンを取り付ける。		<input type="checkbox"/>		
33 窓に網戸を設置する。		<input type="checkbox"/>		
そ の 他	34 物干し金物を設置する。	<input type="checkbox"/>		
	35 その他、通常、住宅において必要と認められる次の設備等を設置する。 ・団地案内版、棟番号、室名札 ・トイレのペーパーホルダー・タオル掛け ・消火器 等	<input type="checkbox"/>		
配慮事項について記入				

【注意事項】

- ※ 正式の契約時に仕様の追加、変更等がなされる場合があります。
- ※ 記入はこの様式内のみとし、指定された部分以外での別紙 (別記) 等での加筆は認めません。
- ※ 記入する際の文字はモノクロとし、読める大きさとしてください。(極端に小さくしない)
- ※ シートに図面、画像等は貼り付けしないでください。
- ※ シートの行幅を変更しないでください。
- ※ 内容確認のため、後日追加資料の提出を求めることがあります。
- ※ 注意事項について遵守されていない場合は審査の対象とならない場合があります。

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募に関する質問書

平成 23 年 4 月 日

福島県仮設住宅公募事務局
(福島県土木部営繕課内)

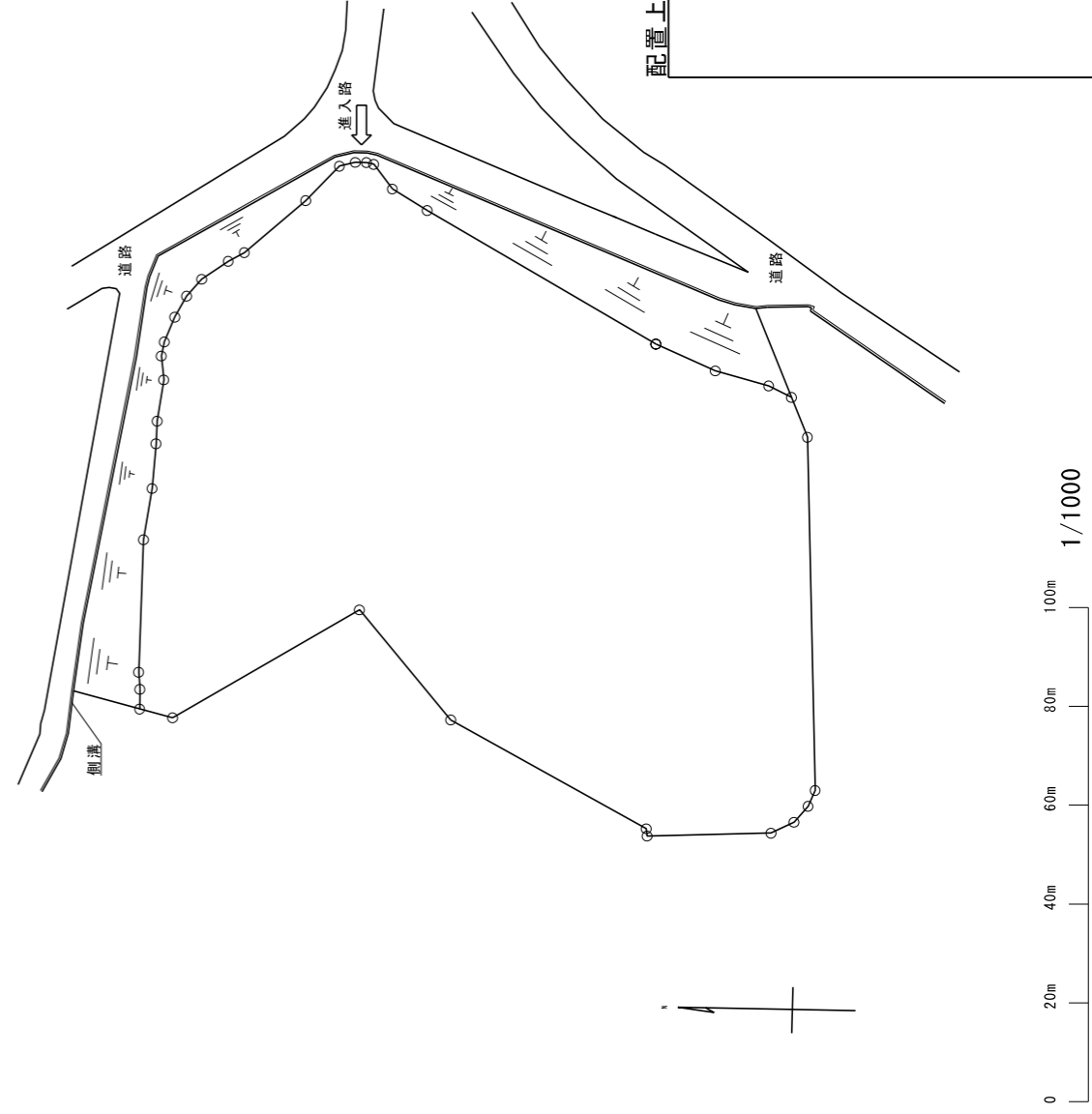
住 所 _____
(団 体 名)
会 社 名 _____

担 当 者 名 _____

電 話 番 号 _____

質 問 事 項

[モデル団地 1 提案書] 配置図



条件等

【敷地】

- ・敷地面積 12,000㎡程度
- ・敷地は平坦
- ・公共下水道区域外
- ・排水放流先は道路側溝とする
- ・給水方式は受水槽式とする

【提案内容】

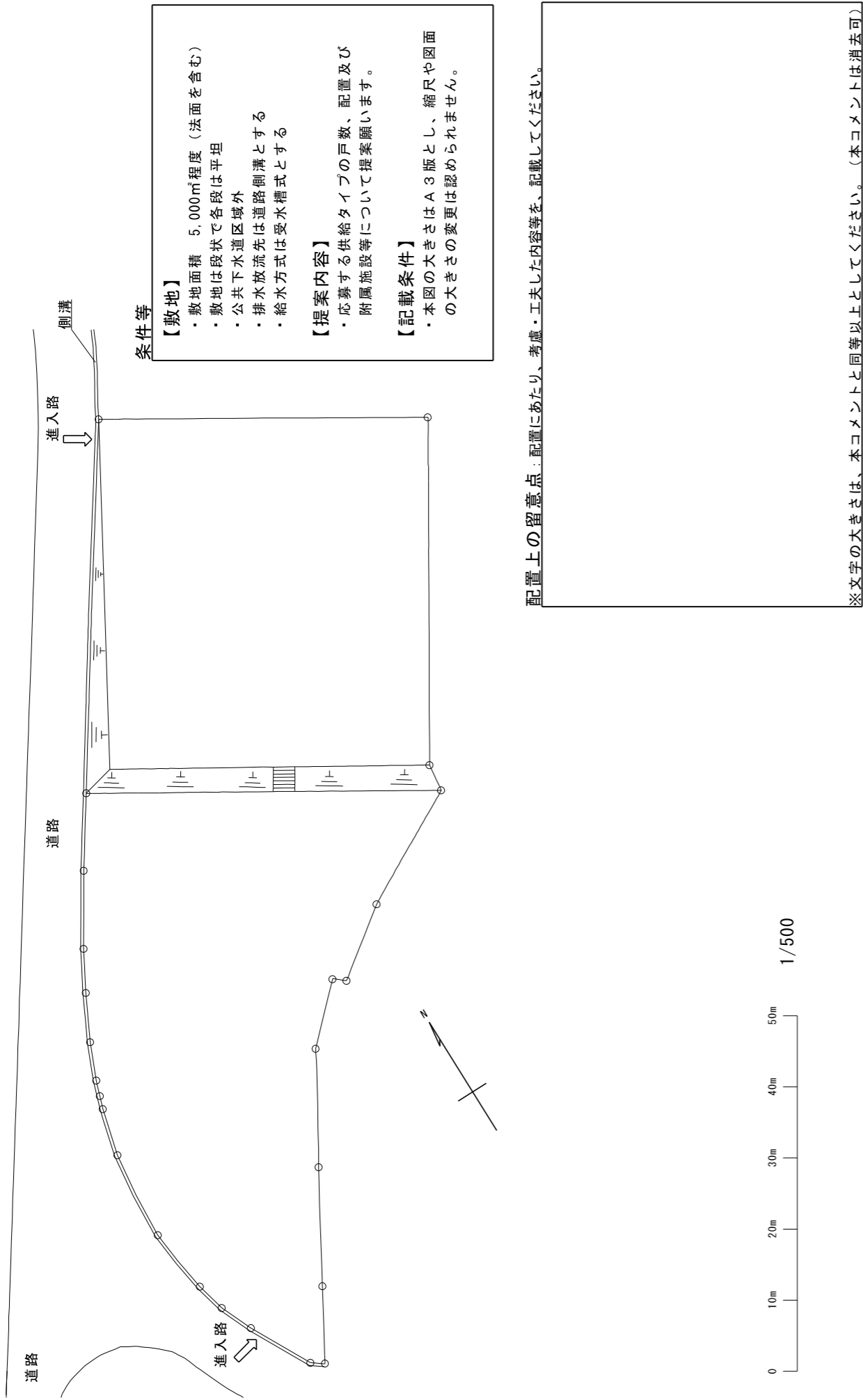
- ・応募する供給タイプの戸数、配置及び附属施設等について提案願います。

【記載条件】

- ・本図の大きさは A3 版とし、縮尺や図面の大きさの変更は認められません。

配置上の留意点：配置にあたり、考慮・工夫した内容等を、記載してください。

※文字の大きさは、本コメントと同等以上としてください。(本コメントは消去可)



福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募に関する審査結果について

1. 選考結果

福島県応急仮設住宅建設事業候補者の公募にあたっては、短い応募期間にもかかわらず、多数の応募をいただいたことに対し、厚く御礼申し上げます。

今回の公募は、県内に本店を置く建設事業者等を対象に、募集戸数総数4,000戸の公募を行い、28事業者^{※1}から総数16,226戸の応募がありました。

選考委員会による審査は、4月21日に県庁において行われ、次のとおり福島県応急仮設住宅建設事業候補者が選考されました。

※1 当初、28の事業者から応募がありましたが、1事業者から辞退の通知があり、最終的に27事業者の応募となりました。

事業者候補者名	分類	代表者	構成員数	代表者の地域	構造	供給依頼予定戸数(戸)
株式会社エコ・ビレッジ	単体企業	株式会社エコ・ビレッジ 代表取締役 和田 正光	-	いわき	木造	400
株式会社工房夢蔵	単体企業	株式会社工房夢蔵 代表取締役 吉田 達夫	-	県中	木造	100
ジャープネットビルダー連合 福島	団体等	光建設株式会社 代表取締役 吉田 正子	5	県北	木造	100
島和建设(株)	団体等	島和建设(株) 代表取締役 嶋崎 尊士	3	県中	木造	150
中村・クサノ特定建設工事共同企業体	団体等	中村土木株式会社 代表取締役 植村 賢二	2	相双	木造	500
株式会社ニーズ	単体企業	株式会社 ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳	-	相双	鉄骨造(ユニット)	150
一般社団法人日本ログハウス協会東北支部	団体等	株式会社芳賀沼製作 代表取締役 芳賀沼 養一	5	南会津	木造(丸太組)	500
フェニーチェふくしま	団体等	株式会社大原工務店 代表取締役 大原 定雄	36	県中	木造	500
福島県応急仮設住宅建設工事水中・ファースト特定建設工事共同企業体	団体等	株式会社 水中組 代表取締役 水野谷 正一	2	いわき	木造	100
社団法人福島県建設業協会	団体等	社団法人福島県建設業協会 会長 三瓶 英才	96	県北	木造 A	300
					木造 B	230
					木造 C	200
					木造 (パネル D)	220
					鉄骨造 (プレハブ B)	350
三春町復興住宅つくる会	団体等	株式会社はしもと住宅店 代表取締役 山田 俊嗣	5	県中	木造	100
株式会社悠二十一	単体企業	株式会社悠二十一 代表取締役 渡部 伸	-	会津若松	木造	100
合計						4,000

五十音順

2. 審査委員会の構成

委員長	福島大学名誉教授	鈴木 浩
委員	福島大学行政政策学類准教授	丹波 史紀
委員	福島介護福祉専門学校副校長	鎌田 恵子
委員	福島県保健福祉部次長	小牛田政光
委員	福島県土木部次長	佐々木孝男

3. 審査経過

審査は次のような手順で行いました。

(1) 公募要領4.「応募者の要件」の確認

提案のあった27事業者の申請書について、県内に本店のある建設事業者であること等、提示した8項目についての適否を審査し、23の事業者が全ての要件を満足していることを確認し、不適格項目のあった4事業者については、選考の対象から除くこととしました。

(2) 選考の条件

23事業者の提案の中から4,000戸を選考するにあたり、審査の冒頭、2つの点について検討しました。

一つは、同一の事業者から複数の提案があった場合、それぞれの技術的な特徴や地域産業への貢献度等全ての審査項目を個別に評価する必要があるとの意見が出され、同一の事業者であっても、それぞれの提案毎に審査を行うこととしました。

二つには、短期間に確実に仮設住宅を供給していくためには、一事業者の供給戸数が過大とならないよう一定の上限を設けるべきではないかとの意見が出され、単体企業については完工高実績や技術者数等を考慮した上で工法・構造毎に上限戸数を設定し、団体等については工法・構造毎に500戸を上限とすることとしました。

(3) 評価点審査

23事業者から提出された33の申請内容について、各委員がそれぞれの専門分野の立場から議論を重ね、別紙の審査票により採点を行い、(2)の「選考の条件」により評価点の高い順から候補者を選考し、供給戸数4,000戸が確保できる12事業者を選考しました。

なお、4,000戸のラインに該当する事業者については、総数で4,000戸を超過する分はカウントしないこととしました。

4. 講評

今回の公募は、応急仮設住宅の早期の供給促進を図ることが第一の目的であり、着工から完成までの機動力が重要です。

このため、限られた期間内で資材の調達と作業員の確保が可能であり、入

居者の居住性に配慮するとともに、適正な価格で確実に供給できる総合力が必要となることから、施工体制並びに技術力について評価をいたしました。

また、もう一つの主題である県産材、県内企業の活用及び被災者の雇用機会の創出について、今回選考された事業者の提案には木造の提案が多く、県産木材等の活用が大きく期待できること、さらには、県内在住の大工等を始めとする建設労働者や、被災者を含む多くの人材活用が見込まれることが高く評価されました。

一方、選考に至らなかった事業者の提案については、鉄骨造（プレハブ）の占める割合が比較的多く、これは、公募の目的の一つである県産材、県内企業の活用及び被災者の雇用機会の創出につながらないとの評価になったものです。

企画力、創造力、独創性の評価については、提案を求めた2つのモデル団地への配置計画等に対し、様々な提案がありました。介護を必要とする高齢者や障がいをもつ方のための福祉施設の提案や団地内のコミュニケーションを図るための広場や施設等、過去の震災等の経験や実績等を十分に考慮した提案が高く評価されました。

なお、今後2年以上にわたる避難生活において、医療や介護等のケアの問題や、団地内外のコミュニケーションのしくみづくり等のソフト面が非常に重要であり、行政側に対して、こうした問題に適切に対応する姿勢と体制づくりを改めて求めたいと思います。

最後に、本公募に関心を持たれ、応募資料の作成等に貴重な時間と労力を費やしていただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

福島県応急仮設住宅建設事業候補者選考委員会

委員長 鈴木 浩

福島県応急仮設住宅建設事業候補者 審査結果

応募者整理番号 (工法構造毎に番号を振り分け)	応募内容				応募資格の確認 ※1	評価点 合計 ※2	総合順位
	属性		構造	応募戸数			
	単体	団体					
1		○	木造	500	適合	87	1
2		○	木造	108	適合	75	2
3	○		木造	600	適合	72	3
4		○	木造	300	適合	72	4
5		○	木造	230	適合	71	5
6		○	木造	220	適合	70	6
7		○	木造	1,800	適合	68	7
8		○	木造	100	適合	68	8
9		○	木造	500	適合	67	9
10	○		木造	300	適合	66	10
11	○		鉄骨造	2,100	適合	65	11
12		○	木造	100	適合	65	12
13	○		木造	100	適合	63	13
14		○	木造	200	適合	63	14
15		○	木造	156	適合	62	15
16		○	鉄骨造	1,600	適合	62	16
17		○	木造	156	適合	61	17
18	○		木造	450	適合	59	18
19		○	鉄骨造	150	適合	59	19
20	○		木造	102	適合	58	20
21	○		木造	100	適合	57	21
22		○	鉄骨造	1,000	適合	55	22
23	○		木造	500	適合	53	23
24		○	鉄骨造	300	適合	53	24
25		○	鉄骨造	200	適合	52	25
26		○	鉄骨造	300	適合	50	26
27	○		木造	120	適合	49	27
28	○		鉄骨造	100	適合	44	28
29		○	鉄骨造	500	適合	42	29
30	○		鉄骨造	100	適合	42	30
31	○		木造	100	適合	41	31
32	○		鉄骨造	180	適合	36	32
33	○		鉄骨造	150	適合	34	33
34	○		木造	500	不適合	-	-
35	○		鉄骨造	1,180	不適合	-	-
36	○		鉄骨造	124	不適合	-	-
37	○		木造	1,000	不適合	-	-
38		○	(不明)	0	4/20 取下届受理	-	-

応募事業者総数:28事業者 応募戸数:16, 226戸

応募者等には別途評価点を通知しました。

※1 応募者要件(適合・不適合の判定)

以下の全てをみたしていること。

- ① 応急仮設住宅の供給能力(100戸以上)。
- ② 7月末までに現地で建築を完成させ入居者に供給できる能力があること。
- ③ 県内に本店のある建設事業者又は共同企業体・団体であること。
(団体等の場合、定款・協定書があること)
- ④ 過去3年の間に、年20戸以上の戸建住宅又は共同住宅の供給実績があること。
(団体等の場合は30戸以上)
- ⑤ 建設業法に基づく建築工事業にかかる建設業の許可があること。
(団体等の場合は代表者、構成員すべて)
- ⑥ 建設業法に基づき国土交通大臣が定める経営事項審査を受けていること。
(団体等の場合は代表者のみ)
- ⑦ 建設業法に基づく営業停止処分を受けていない。
(団体等の場合は代表者、構成員すべて)
- ⑧ 関係法令を遵守していること。
- ⑨ 反社会的勢力でないこと。
- ⑩ 県の標準仕様に合致していること。
- ⑪ 維持管理体制が整備されていること。

※2 評価点の評価内容

評価項目	各項目配点	小計	合計
(1) 確実な住宅供給能力と体制			13点
① 応急仮設住宅の供給戸数が満足しているか	5点		
② 早期に応急仮設住宅の供給能力があるか	5点		
③ 広域で応急仮設住宅の供給が可能か	3点		
(2) 適正な販売価格又はリース契約価格			3点
① 価格内容が適正であり、要領で示している価格との比較で満足しているか	3点		
(3) 供給住宅の性能及び品質			14点
① 供給するタイプの型数は豊富か	3点		
② 供給する住宅の構造は地域・地球環境へ配慮しているか	5点		
③ 再利用できるようになっているか	3点		
④ その他性能及び品質に配慮されている事項があるか	3点		
(4) 県内企業の活用状況			20点
① 県内企業を十分に活用しているか	10点		
② 主な構造部材の調達先について県内企業を活用しているか	10点		
(5) 震災被災者の雇用状況			10点
① 応急仮設住宅の整備にあたり、震災被災者等の雇用について十分に配慮されているか	10点		
(6) 県産材の活用状況			10点
① 県産材を十分に活用しているか	10点		
(7) モデル団地提案書における配慮事項			30点
① 住戸配置(配置計画)が適切となっているか	5点		
② 浄化槽・受水槽が適切に設置されているか	5点		
③ 高齢者や障がい者に配慮され、介護等がしやすくなっているか	5点		
④ 団地内コミュニティが形成しやすい環境設定となっているか	5点		
⑤ その他配慮された付属施設があるか	5点		
⑥ 独創的な提案があるか	5点		
		100点	

応急仮設住宅の事業候補者決定について

応急仮設住宅の早期の供給促進と県産材、県内企業の活用を図るため、県内に本店を置く建設事業者等を対象に4千戸の事業候補者を公募しました。

4月21日（木）に選考委員会（有識者3名、行政2名、合計5名）を開催し、この結果を受け、事業候補者及び供給依頼予定戸数を別紙のとおり決定しました。

なお、講評及び審査結果については、後日すみやかに福島県ホームページで公表します。

【問い合わせ先】
福島県仮設住宅公募事務局
（福島県土木部営繕課内）
（担当者）営繕課 大竹
電話 024-521-7525
FAX 024-521-7717

別紙

事業候補者名	分類	代表者	構成員数	代表者の地域	構造	供給依頼予定戸数(戸)
株式会社エコ・ビレッジ	単体企業	株式会社エコ・ビレッジ 代表取締役 和田 正光	-	いわき	木造	400
株式会社工房夢蔵	単体企業	株式会社工房夢蔵 代表取締役 吉田 達夫	-	県中	木造	100
ジャーブネット ビルダー連合 福島	団体等	光建設株式会社 代表取締役 吉田 正子	5	県北	木造	100
島和建设(株)	団体等	島和建设(株) 代表取締役 嶋崎 尊士	3	県中	木造	150
中村・クサノ特定建設工事共同企業体	団体等	中村土木株式会社 代表取締役 植村 賢二	2	相双	木造	500
株式会社ニーズ	単体企業	株式会社 ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳	-	相双	鉄骨造(ユニット)	150
一般社団法人日本ログハウス協会東北支部	団体等	株式会社芳賀沼製作 代表取締役 芳賀沼 養一	5	南会津	木造(丸太組)	500
フェニーチェふくしま	団体等	株式会社大原工務店 代表取締役 大原 定雄	36	県中	木造	500
福島県応急仮設住宅建設工事 水中・ファースト特定建設工事共同企業体	団体等	株式会社 水中組 代表取締役 水野谷 正一	2	いわき	木造	100
社団法人福島県建設業協会	団体等	社団法人福島県建設業協会 会長 三瓶 英才	96	県北	木造A	300
					木造B	230
					木造C	200
					木造(パネルD)	220
					鉄骨造(プレハブB)	350
三春町復興住宅つくる会	団体等	株式会社はしもと住宅店 代表取締役 山田 俊嗣	5	県中	木造	100
株式会社悠二十一	単体企業	株式会社悠二十一 代表取締役 渡部 伸	-	会津若松	木造	100
合 計						4,000

※五十音順